

# 社会保険料（国民年金保険料）

国民年金  
だより



## 控除証明書について

問い合わせ先  
保険年金課  
☎40-5558

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「領収証書」や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されていますので、申告の際まで大切に保管してください。

## 社会保険料控除に関する Q & A



Q

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？



A

今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付する必要があります。



Q

家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？



A

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

社会保険庁の問い合わせ窓口は、

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911です。

（平成19年11月1日～平成20年3月14日 平日9:00～17:00）

## 年末調整及び確定申告で、ご自身やご家族の国民年金保険料を申告する方へ

国民年金保険料を申告する際には、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、社会保険庁から証明書類として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月上旬に国民年金の被保険者の方々へ送付されています。

下図の 納付済または 合計額のいずれかの金額を、給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄に記入し、証明書を添付してください。

### 【社会保険料（国民年金保険料）控除証明書】

親展 999-9999 〇〇県〇〇市〇〇 △△ △△ 様 お問い合わせ先等	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	
	証明日 社会保険庁総務部経理課長	印
	①納付済 ②見込額 ③合計額	納付対象月欄 ※「済」または「未」 で表示します。

※この部分は添付する必要はありません。

- 「納付済」の金額を申告書に記載する方  
「納付済」のみに金額が印字されている方です。
- 「合計額」の金額を申告書に記載する方  
「合計額」の欄に金額が印字されている方です。  
(「合計額」は、「納付済」と「見込額」の合計額です。「見込額」は、  
証明日時点の納付方法で引き続き年末までに納付された場合の見込額です。)

下記の場合には、「見込額」が記載されません。

- ・平成20年3月分までの保険料を前納されている場合
- ・すでに他の制度（厚生年金等）の被保険者となっている場合
- ・保険料の未納期間がある場合 など

### 証明書に記載された月分以外の保険料を納付された場合

証明書に記載された証明日後から平成19年12月31日までの間に、証明書の納付対象月欄の「済」または「未」と印字された月分以外の保険料を納付された場合（または納付される場合）は、「納付済」または「合計額」の欄に記載された金額に当該納付分を加算した額を申告書に記入し、証明書と併せて追加で納付された国民年金保険料の領収書も必ず添付してください。